

岩手県告示第6号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 北上川水系久保川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成30年1月4日
- 3 廃川敷地等の位置 一関市萩荘字山沢3番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 69.52平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部一関土木センターに備えておいて縦覧に供する。